

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）（抄） 1

○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）（抄） 3

改 正 後	改 正 前
<p>（確認又は許可証の提示の方法）</p> <p>第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第七項に規定する個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法</u></p>	<p>（確認又は許可証の提示の方法）</p> <p>第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）<u>、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第</u></p>

律第七十一号) 第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券
(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。
) その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類
であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるもの
により確認させる方法

七十一号) 第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券(出
入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう。)そ
の他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であ
つて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより
確認させる方法

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(免許申請書) 第十七条 (略)</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならぬ。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第七項に規定する個人番号カード</u>、<u>旅券その他の書類</u>で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）</p> <p>3 (略)</p> <p>九 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(免許申請書) 第十七条 (略)</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならぬ。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード</u>、<u>旅券その他の書類</u>で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）</p> <p>3 (略)</p> <p>九 (略)</p>